

プロ野球選手を目指す皆さんへ

日本プロ野球選手会



みなさん、はじめまして日本プロ野球選手会です。

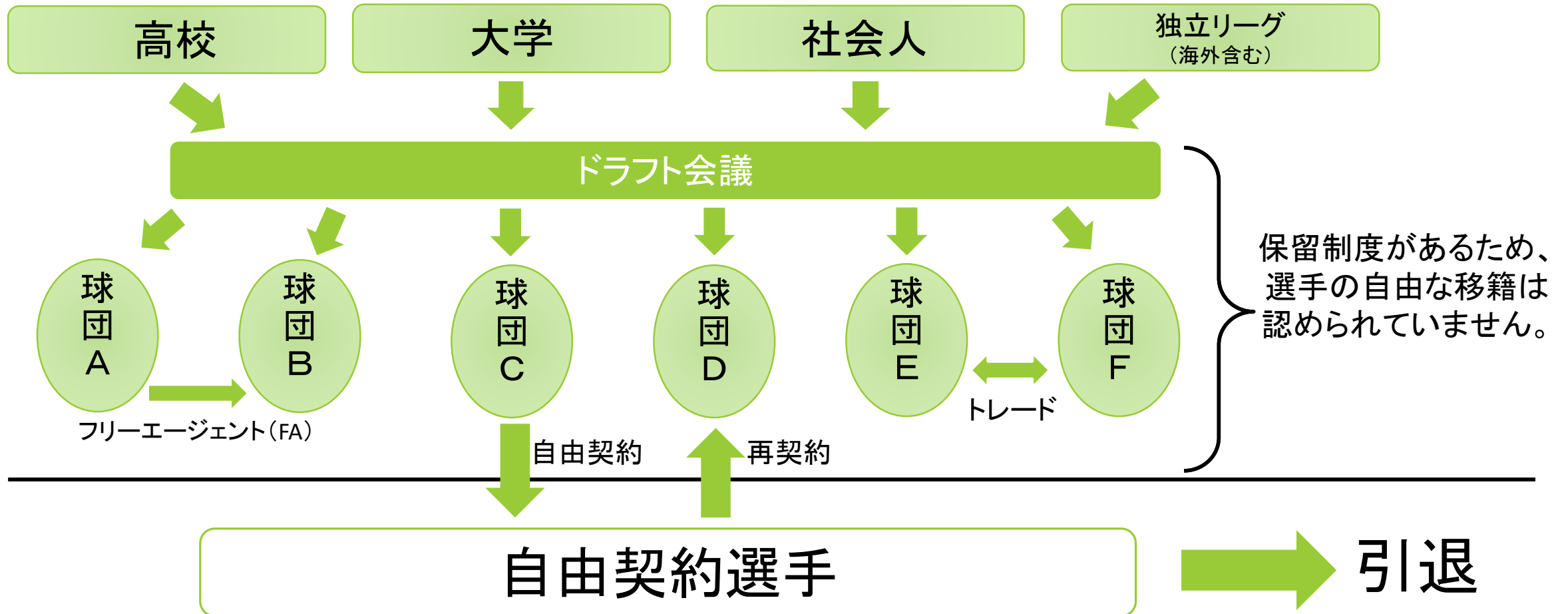
私たちは12球団の日本人プロ野球選手が加入する団体で1985年につくられました。プロになると、球団との契約にはじまり、選手個人が持つ権利として肖像権や、将来的にはFA権の獲得や戦力外通告を受けるなど、さまざまなことに直面します。

けがや事故の防止策などプレーに集中できる環境づくりも含め、選手1人に起きた問題から球界全体に関わる問題まで、気づいた課題を多くの選手と共に声を上げ、球団と交渉し、将来の選手にとっても魅力あるプロ野球にするために先輩たちが活動してきたのが日本プロ野球選手会です。こうした目的のプロ野球選手たちだけの団体はメジャーリーグや、韓国、台湾プロ野球にもあります。

この「プロ野球選手になるみなさんへ」は、入団後に起こることをわかりやすくお伝えし、期待と不安を抱く皆さんの心の準備に役立てればとの思いで制作しました。

みなさんを新たに仲間として迎えられる日を楽しみにしております。

0. プロ野球 入団から退団までの流れ



0. 日本プロ野球選手会とは

「選手会」、実は2つあります。

選手の労働条件・
制度などをNPBと交渉する

労働組合
日本プロ野球選手会

会長は炭谷銀仁朗選手
(埼玉西武ライオンズ)

野球の普及振興活動や
選手の共済制度に取り組む

一般社団法人
日本プロ野球選手会

理事長は大島洋平選手
(中日ドラゴンズ)

1. 選手契約の内容(1)

【統一契約書】

プロ野球選手になるには、統一契約書にサインしなければなりません。
ここでは、統一契約書の概要について解説します。



条文	タイトル	主な内容
3条	参稼報酬	皆さんが受け取る年俸について定められています。月々の支払金額や出来高が定められることもあります。また、選手の契約期間は毎年2月から11月までであり、12月、1月は、オフとして、球団から試合出場等を強制されません。
4条	野球活動	選手が出場しなければならない試合内容が定められています。
8条	用具	球団が試合のための移動費用等を負担すること、球団から提供される用具の内容が定められています。
9条	費用の負担	

1. 選手契約の内容(2)

条文	タイトル	主な内容
16条	写真と出演	球団の宣伝の協力すること、球団の承諾なくCM等に出演しないことなどが定められています。詳しくは「選手会による肖像権の管理」の箇所を見てください。
17条	模範行為	野球協約や関連する規定などを遵守することが定められています。野球協約には、選手にとって不利なことがいろいろ定められています。
18条	利害関係	八百長を防止するために、球団と金銭的利害関係を持つてはいけないことが定められています。
19条	試合参稼制限	所属球団以外で野球や他のスポーツをしてはいけないことが定められています。
20条	他種のスポーツ	
21条	契約の譲渡	トレードされることを承諾することが定められています。

1. 選手契約の内容(3)

条文	タイトル	主な内容
24条	移転費	トレードされた場合に支払われる移転費用が定められています。
27条	ウェイバー	保留制度により球団に拘束された選手の契約解除のために必要なウェイバーの手続きについて、定められています。
29条	協約と裁決	30条、32条とともに紛争解決手続きが定められていますが、裁定は、球団側が選出したコミッショナーが行うことになっています。
31条	契約の更新	球団が1年間契約を更新するオプション権を有していることが定められています。
32条	参稼報酬調停	年俸交渉に関する調停手続きが定められていますが、コミッショナーが選任する調査委員が行うこととなります。
35条	任意引退選手	任意引退選手の取り扱いが定められています。今は任意引退選手も球団に拘束され、球団の承諾なく、MLB等に移籍することはできません。

2. FA制度の概要(1)

【FA取得期間】

選手の自由な移籍は認められておらず、FA移籍のためには、下記の要件を満たさなければなりません。

1軍登録日数145日以上のシーズンを1シーズンとしてカウントされます。

選手会では、移籍の活性化のため、FA期間の短縮を求めています。

	高校出身選手	大学・社会人出身選手
初回FA	国内 8シーズン 海外 9シーズン	国内 7シーズン 海外 9シーズン
反復FA	4シーズン	



2. FA制度の概要(2)

【FA補償金等】

FA選手を獲得した球団は、旧所属球団に対し、下記の補償を行わなければなりません。

移籍を妨げる要因になり得るため、選手会では、補償制度の撤廃を求めています。

		年俸Aランク (1位から3位)	年俸Bランク (4位から10位)	年俸Cランク (11位以下)
初回FA	人的補償 なし	年俸の80%	年俸の60%	なし
	人的補償 あり	年俸の50%	年俸の40%	
反復FA	人的補償 なし	年俸の40%	年俸の30%	
	人的補償 あり	年俸の25%	年俸の20%	

※年俸ランクは、旧所属球団における日本人選手のための順番です。

3. 肖像権の問題

【肖像権】

「肖像権」とは、選手の名前や写真、映像など(これらを肖像といいます)を管理できる権利のことで、選手自身に発生するものです。また、肖像権の利用による収入は、プロスポーツ選手にとって重要な収入にもなっています。

しかし、現在、球団は、選手との間の統一契約書16条を根拠に、選手の肖像権は球団が管理していると主張し、球団の考え方にに基づき運用がなされています。

肖像権の管理に関する球団の考え方及び運用	
選手の肖像の使用態様	管理者
選手一人でCMに出演	所属球団
複数の球団にまたがる複数の選手の肖像が使用されるゲームソフトなど	球団を通じてNPB
所属球団や連盟、NPBの広告	所属球団

4. 代理人制度の運用状況

入団数年目の若手選手も代理人を利用するケースが増えてきました。球団側も、交渉では代理人を用いる選手に対して否定的な対応をせず、選手・代理人を尊重して交渉することを選手会に約束しています。選手会では、現役選手に対しては、代理人の紹介も行っていますので、ご興味のある場合には、お気軽に選手会までご相談ください。



5. 現役引退後の支援(1)

【退団金共済】

選手会が行っている積立制度で、選手が希望する額を毎月積み立て、引退時に給付されます。引退直後の生活に困らないように、多くの選手が取り組んでいるものです。

【年金】

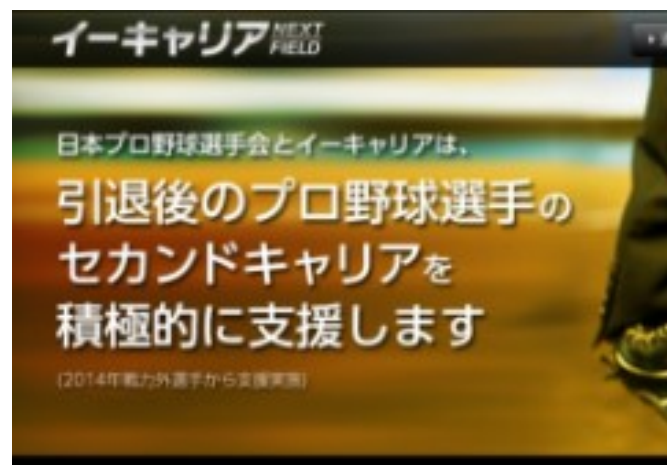
選手は、「国民年金基金」など国の年金制度に加入する場合、球団から毎年53.5万円まで補助金が支給されます。その他、引退翌年の退団一時金等の給付もなされます。選手会では更なる補助金の増額も交渉しています。



5. 現役引退後の支援(2)

【就職支援】

元プロ野球選手に特化した就職支援サイト「イーキャリアNEXTFIELD」(現在、約800社の登録があります)の運用をはじめとして、引退後の就職先紹介・就職支援を行っています。



5. 現役引退後の支援(3)

【就学支援】

選手会と國學院大學で「セカンドキャリア特別選考入試に関する協定」を締結し、元プロ野球選手を対象として、入学金と年間学費相当額の返還不要の給付型奨学金制度を創設しました。

選手の学習環境の充実に向けて今後とも取り組んでいきます。



選手会では、よりよい制度を目指して活動するとともに、
選手の皆さんがよりよい野球人生を送れるよう全力でサポートしています。

